

ローマ共和制崩壊期の社會

井 上 智 勇

一

アウグストゥスの個人支配において確立したローマ帝政は、學術上プリンチパート Principat とよばれる。プリンチパートの法的性格については、モンゼンの研究以來、幾多の研究が發表され、その重要なものだけでもあげつくすことは容易でない。わが國においても、かつて船田亨氏によつて、「羅馬元首制の研究」が發表せられ、歐米の水準に劣らぬ研究成果が示されたことは、多少ローマ史に關心をもつものの周く知るところである。船田氏は同書において、ローマ元首制の成立を、單に法制史的立場からみるだけでなく、これを社會的發展との結合において理解しようとする意圖を示しているが、氏がもともと法政史の専門家であるためか、社會の分析については、法制についての分析ほど精緻であるとはいへぬうらみがある。

ローマの社會經濟の發展に關しては、私はかつて『ローマ經濟史の研究』を上梓して世に問うたが、本書において私は、ローマ時代の經濟構造を分析することを主眼として、これと政治的發展との關連を検討することは、主題の要求する範圍内にとどめ、特に詳論することはなかつた。

政治が常にその社會構造と關連し、社會構造が深く經濟構造と結びついている以上、歴史的發展の理解は、政治史的研究と社會經濟史的研究との總合をめざさなければならない。プリンチパート成立についても、右にのべたような總合的研究に進むことが學界の現段階的な要求でなければならぬ。私は一九五三年から五四年にかけて、ミュンヘン大學に留學中、同大學古代史擔當教授シュタウフェンベルク博士の「Römische Revolution」と題する講義を聽講する機會を得た。サイムの「Roman Revolution」以來、ローマ共和制の崩壊・ローマ帝政の確立は、しばしば「ローマ革命」とよばれているが、シュタウフェンベルク博士の講義も、カエサルの政權獲得、その暗殺・アウグストゥスによるプリンチパートの成立に至る過程とプリンチパートの法制的性格を論じたものであつた。即ちアウグストゥスの政治權力が、共和時代に絶対に許されなかつた官職の集中的掌握と、共和的官職の一年制を無視して終身制をうちたてた點において、政治革命の意味をもつ、というのが氏の講義の結論であつた。それは從來の法制史的研究の立場を一步も出るものではなかつた。ドイツにおけるローマ史研究の先頭に立つものはベルリン自由大學のフランツ・アルトハイム氏であるが、氏の最近の研究はローマ時代の西南アジアに向けられ、帝政の成立に關する特殊な研究はみられない。少くもドイツ史學界においては、帝政成立期の社會史的考察というテーマは、未だ問題としてとりあげられていないようにみえる。このようなドイツ史學界の現状からみても、ローマ帝政成立を單に法制史的立場からだけみるのではなく、社會經濟史的立場からの考察が、學界の課題であると考えるのである。この課題にふくまれている法制史的研究と社會經濟的な研究は、それぞれ重大な問題で、限られた紙數の中に、兩者の十分の檢覈と總合を期することは出来ない。私はここでは、紀元前二世紀のローマ社會の構造とその動向と對比して、共和制を崩壊せしめ、ついに帝政を成立せしめた紀元前一世紀の社會について一つの考察を試みようと思へるのである。

そもそもローマ共和制社會が、その當初においては、貴族 *Patrici* と平民 *plebs* とに峻別された身分制社會であつたことは、ローマ最古の法たる十二表法に、貴族・平民の通婚を禁止している點より、明瞭に察知されることである。かつこの社會が單なる身分制社會にとどまらず、經濟力、殊に土地所有額の差等にもとづく階級的社會であつたことも、ここにあらためて論ずる必要はないであらう。^①ローマ最古の一法令セルウィウス法によつて、市民は、その所有地の大小による政治的・軍事的な權利・義務の差違を與えられた。これによつて社會秩序の基礎は、從來の血縁的原理から富の原理へと一變せした。しかしそれはローマ社會の身分制的特質を喪失せしめて、近代市民社會にみられるような完全な階級制社會に一變せしめるものではなかつた。何故なら、なる程、紀元前四世紀のリキニウス法から紀元前三世紀初頭のホルテンシウス法に至る平民の政治的解放は、法理的には貴族と平民との身分的差違の撤廢を意味するものではあつた。しかし政治的に解放された平民のうち、貴族と同様に官吏となり得るのは、官吏が報酬のない名譽職であつた共和時代には、平民中の經濟的有力者に限られた。平民の上層部——騎士階級——の一部は、こうしていわゆる「新人 *homo novus*」として貴族の一員に上昇したのである。紀元前二世紀の中ごろ、保守的政治家の指導者であつたカトーは、騎士階級出身の「新人」の一例である。^②即ちローマの貴族は、共和制當初においては純然たる *Geburtsadel* であつたが、次第に平民出身の *Antisadel* も包含するに至つたのである。そして一度貴族に上昇した平民は、常に他の貴族と結婚その他で結合し、その子孫は新しい *Geburtsadel* を構成していつたのである。このようにローマの身分制は、法的平等性の確立後も、その構成員を新たにしながらも持續し、ローマ社會發展の特色を規定する一契機となつていたのである。

けれどもローマ社會の發展に對して、より決定的な契機となつたものは、ローマ共和制社會が本來含んでいた經濟的不

平等性の増大であつた。共和時代のローマ經濟の中心が農業であり、生産手段に革命的發展のなかつた當時において、農業經濟力の差等が結局その土地所有額に起因したことはいうまでもない。ローマの大所有地がラティフンディアウム、またはラティフンディアといわれ、共和制成立の當初から徐々に成立したことにについては、かつて『ローマ經濟史の研究』において論じたところである。當時迂轄にも見おとしていた一つの史料がある。しかもこの史料の内容は、私のさきの論證と殆ど全く一致する。それ故私はここに、私の論證をくり返えず代りに、この史料を掲げておきたいと思う。その史料というのはアッピアヌスの『内亂記 De bello civile』の次のような一節である。「ローマ人は、漸次イタリアを征服したが、かれらは常に「征服地の」一部をとり、そこに都市を作るか、既存の都市に順次植民を行つた。この植民が「征服地の」守りになると、かれらは考えたのである。戰爭の賠償として得た土地のうち、既耕地はこれを直ちに住民に分配するか、賣却または小作地とした。戰爭の結果荒地となつてゐる土地——この方が多量であつた——はこれを分配せず、法令を出して、希望者の開墾に委ねた。この際開墾者は年々現物地代——穀物は十分の一、果物は五分の一——を納入する義務を負つた。またこの土地を牧場とし、家畜を飼育するものも、大小の家畜で地代を支拂わねばならなかつた。……この分配されなかつた土地（未耕地）を開墾した富裕者は、時のたつにつれて、その地をとりあげられることがないと信ずるようになり、あるときは甘言であるときは強制的に、隣接その他の貧困農民の土地を買収していつた。こうして、自作してゐた農民の土地に代つてラティフンディアが成立した。」

このアッピアヌスの記述は極めて簡潔ではあるが、公地の贈與、賣却、先占の承認、富裕者による中小農民からの土地の集中等、ラティフンディア成立の本質的な契機を示すものとして、極めて注目すべきものである。このような大土地所有の形成は、増加する奴隸の使用^⑤によつて促進され、擴大されたことはいうまでもない。没落する農民は、兵役の義務を負う市民であるために、ラティフンディアの所有者から、その勞働者として使用することを忌避され^⑥、新しい生活の場所を

求めて、或は進んで、或はやむなく、都市へ移住して行つた。リウウィウスの次のような記述は、紀元前二世紀の、没落農民が都市に蝸集し、このため地方の農地が荒廢したこと、地方特に同盟諸都市がローマに對して負うている軍隊提供の義務の完遂に支障を來たすに至つてゐることを指證する。即ちリウウィウスによれば、紀元前一八七年に、ラテン諸都市は使者をローマの元老院に派遣して、多くのラテン人がローマに移住し、その市民に編入されてゐることに對して不平を述べしめた。このためローマはプラエトルのクイントゥス・テレンティウス・クルレオをして、移住ラテン人千二百人をその故郷に歸省させたのである。^④ ラテン諸都市が、何故その同朋がローマに移住したことに對して不平を抱いたのであるか。それはリウウィウスの次の記述が説明する。「ラテン諸都市の使者がローマに對して、彼等の市民がローマへ移住してゐることを訴へてゐるが、かれらの市民がローマに移住したため、ラテン諸都市や農村が荒廢し、軍隊を提供し得なくなつたからである。」^⑤ 農民の移住するのは首都ローマに限られない。地方都市においても同様な現象が起きたことは「サムニテス族やパリグニ族もローマの元老院に使を送り、四千家族の農民がフレゲラエ市に移住してゐること、而もフレゲラエ市と彼等部族とが同数の軍隊を提供しなければならぬことを訴へ、」^⑥ 地方農民のうち都市へ移住するものの多いこととその結果ローマに對して負う軍隊提供の義務の遂行が困難におちいつてゐることを述べてゐる。先ず公地の中からラティフンディアが成立した以上、ラティフンディアの成立は、ローマ共和國の發展擴大する當初から始まつてゐることは否定し得ないことはいふまでもない。けれども、イタリア内部で戰鬪の行われた第二ポエニ戰爭を契機として、中小農民の没落が急角度に進展し、ラティフンディアの擴大がこれに比例して加速度を増したことは、一般に認められてゐるところである。^⑦ 前記リウウィウスの記述はこのような情勢をうらづけるものに他ならない。この傾向が、第三ポエニ戰爭、マケドニア戰爭を経て、東方からの奴隸輸入が増大するにつれていよいよ激化したことは、兵役負擔市民の激減となつてあらわれている。というのはリウウィウスのペリオカエに次のような兵役負擔市民の統計がみえるのである。^⑧

159B.C.....328,316

141B.C.....328,442

135B.C.....217,933

遺憾ながら統計についての残存している史料が少いために、年々の人口變動を詳しく知り得ないが、併し右の表からでも、大體の傾向は察せられるであろう。

土地所有市民は兵役の負擔を負わねばならなかつたが、一家の主要勞働力をなすものが長く家を離れて出征することは、貧困農民にとつてまさしく没落への道であつた。「紀元前一五一年——それは二十一年の長期にわたるスペイン征服戦争の第四年目の年であるが——時のコンスルが募兵を嚴重に行おうとしたとき、貧困市民に兵役を免れしめようとした護民官と衝突し、護民官は遂に彼等を投獄するに至つた」とリウィウスは傳えている^⑩。又「紀元前一四〇年には、コンスルのカピオが出征しようとしたとき、護民官のクラウディウス・アセルルスがこれを妨碍しようとした^⑪。」そこでカピオは從者に向つて、かれを打ち殺せと叫び、護民官を強迫した、とも伝えられている。われわれは、うちつづく戦争にかり出される農民が、没落をのがれんとして戦争を忌避していることを知るとともに、市民としての義務の故に好まぬ出征をしてやがて一家を貧困の極致に導かざるを得なかつた姿を推察し得るのである。かかる農民の多くは、富裕者からの負債を重ね、やがてかれらの手によつて「或は強制的に、或は甘言をもつて」その土地を收奪されていつたのである。

ハリカルナッソスのディオニシオスは古い演説の一節を傳えている。曰く「われわれは二つの國 *duo populi* に分裂した。一つは貧困と不幸にうちひしがれた人々の、他は裕福を誇り、慢り高ぶれる人々の國である。總での國家・社會が安寧を維持するために必要な、尊敬の念や秩序や法は、何れの國家にも缺如している。われわれは互に腕ずくでその權利を保とうとしている^⑫」と。またリウィウスも一煽動家の演説を記している。「諸君、諸君は諸君が輕蔑されているのを知ら

ないのか。彼等（富裕者）は諸君から太陽の光さえ奪い取ろうとしているのだ。かれらは諸君が呼吸し、人間の姿をして生きていることすら好まないのだ¹⁰と。これらの演説は、何れも共和制成立當初の演説として記録されているものであるが、ディオニシオスやリウィウスが如何なる史料によつたか、否よるべき史料が果して存在したかは疑わしい。けれども共和末期・帝政初期の人たるかれらが、かつてローマ社會が、富裕者と貧困者との尖鋭な階級的對立を構成していたと考へていたことだけは確かである。では、かかる尖鋭な對立が具體的にあらわれたのは何時か。

共和制ローマ社會が、前三世紀を境として、以前を法的平等制の確立過程とし、以後を經濟的階級的對立の尖鋭化の過程とすることは、從來歐米の諸領學の一致して認めているところである。¹¹「イタリアに住む野獸はその壻をもつてゐるが、イタリアのために或は戦い或は倒れる者は、空氣と光との他に一物ももたない。……イタリア人は世界の支配者といわれる、しかも一握の土さえもたぬ」というティベリウス・グラックスの有名な演説は、¹²前掲のディオニシオスやリウィウスの引用する演説とまさに軌を一にする。又サルステイウスがユグルタ戦記の中で「カルタゴ戦争後、國政は少數者に壟斷され、……一般市民は軍事と貧困の重過ぎる負擔の下に呻吟している」¹³と記述している社會の姿も、紀元前二世紀の社會のそれとして理解される。このようにみてるならばロストフツェフが、共和制末期の社會をプロレタリアートとブルジョワジ―との對立的社會として把握したのも、¹⁴全く根據のない把握であつたとはいえない。紀元前一〇四年の護民官リウィウス・マルクス・フィリップスが公地再分配法案を提出したときの演説「國中土地をもつもの二千人を出でず *non esse in civitate duo milia hominum qui rem haberent*」¹⁵は、ディオニシオスの「われわれは二つの國に分裂した……貧困と不幸の裕福と高慢の」という記述を彷彿せしめるものである。即ち紀元前二世紀のローマ社會は、極限概念的に言えば、富めるものと貧しきもの、ロストフツェフ流に言えば、ブルジョワジーとプロレタリアートとの二つの階級、比喩的に言えば二つのボレイスに分裂していた。それは前記フィリップスの演説を、これを伝えるキケロが誇張と評したように、誇張的表

現といえるであろうが、併しそのような傾向にあつたことは認めねばならないであろう。

三

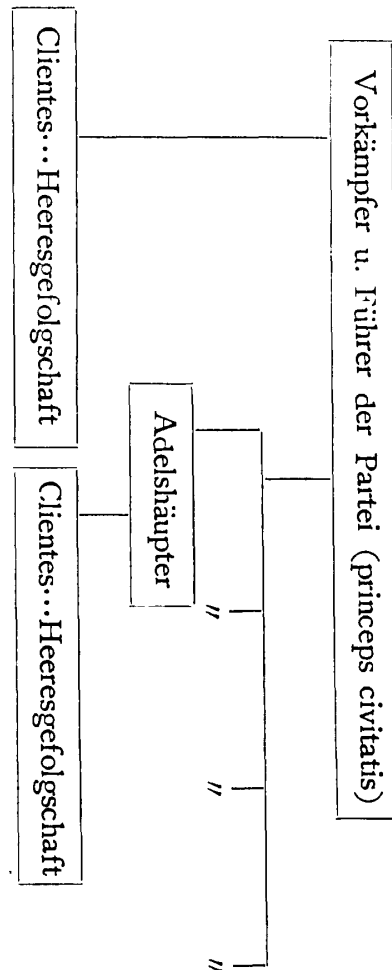
共和末期百年の内亂と、その結果として生起した共和政の崩壊、ブリンケプス政治の確立という、ローマ史上の最大の政治現象——今日ではローマ革命と呼ばれている——を、シュタティッシュな法制史的理解の對象とするだけではなく、更にこれをディナーミッシュな社會現象として把えようとするものは、必然的に、前節に述べたような、紀元前二世紀の社會の延長の上に、紀元前一世紀の政治現象をとらえようとする。既にエドワード・マイヤーはその古典的名著 *Caesars Monarchie und das Principat des Pompeius* において、一方では、都市國家を地盤とする貴族支配が、世界國家となつたローマに對して無能となつたと述べ、世界史的な視野で共和末期の混亂の一原因を指摘しながら、また他方、社會の内部に注目し、中小農民の沒落、兵役負擔市民の減少という紀元前二世紀に著しい農民社會の分解を基盤として起つたグラックス兄弟の運動以後は、唯武力的實力によつてのみ社會の秩序が保たれるに至つたことを指摘し、「かくて、惡質な陰謀家や個人的な名譽欲にかられるものとその徒黨運動 *Koterieitreiben* が政治を動かすに至つた」と論じている。都市國家的行政秩序と世界的領土との矛盾も注目すべき點ではあるが、むしろローマ社會の分解の上にブリチパートの成立過程をみるからこそ、歴史をディナーミッシュに理解しようとするものにとつてはより重要であり、したがつて、マイヤーのいう、個人的支配を追求する有力者の實質的エネルギー即ちかれらの武力を構成する者の分析と、かれが「徒黨運動」といつている黨派なるものの實體を把握することが、問題の焦點となつてくるであろう。

有力者の背景、即ちかれらの實質的エネルギーについての研究として最も注目すべきものは、Anton von Premierstein, *Vom Werden u. Wesen des Principats* (Abhandlungen der Bayerischen Akademie der Wissenschaft, 1937) であろう。ブレマーシュタイン

は、共和末期の支配層の研究、即ち貴族相互間の血縁的黨派的結合を明かにした Fr. Münzer, Römische Adelsparteien u. Adelfamilien が、支配者層とその實力背景となつた下層民との關係を、第二義的に取扱つたのを不満とし、「隸屬關係 Klientelverhältnisse」を強調した M. Gelzer, Die Nobilität in der römischen Republik, 1912; id, Caesar, der Politiker und Staatsmann, 1921 の視點と論旨に賛意を示し、より多くの材料をあげて、共和末期の有力者とその勢力の實質的エネルギとなつた下層市民ならびに屬州民との關係を、こゝとこ、保護者 patronus と被保護者(隸屬民) clientes との關係と見做しているのである。²³⁾ プレマーシユタインの研究は、共和末期ローマの歴史的推移をゾチオローギッシェに把握しようとした諸研究、特にミュンツァー、ゲルツァー、ヴァーゲンフォルト、エンスリン等²⁴⁾の研究を總合し體系化したものというべく、まことに優れた研究として推賞するに足るものである。今日も尙、ローマ共和制の崩壊・帝政の成立という政治的革命的現象を、社會的地盤から把握しようとするものは、右のプレマーシユタインの研究を足がかりとしなければならぬであろう。われわれも立論の順序として、彼の主張の要點を摘出することから始めよう。

かれはその論議の冒頭の部分において、「共和末期の社會は、友誼・近親の關係 Freundschafts- u. Naheverhältnisse と、色々な根源に由來する保護關係 Schutzverhältnisse との入り亂れた社會である²⁵⁾」といつてゐる。これはかれの立論の前提でもあり、共和末期社會についてのかれの總括的把握でもある。即ちかれはいう、「支配階級相互の間には、政治的協力を目的として血縁その他友情にもとづく友誼的結合 amicitiae が構成されて、互に對立してゐた (amicitia に對立する概念は inamicitia)」。元老院階級に屬する大貴族の間にはすべてこの關係があつた。これらの貴族はそれぞれかれらの從屬者 Gefolgschaften とともに、黨派的指導者、即ち最有力な元老院議員、つまりコンスルを歴任した人々を圍繞したのである。この最有力者達が國家の主長 principes civitatis といわれた人々である。²⁶⁾そして貴族達の從屬者こそ、その被保護者 Schutzbefohlene (clientes) であり、戦時には從士 Heeresgefolgschaften に移行し、保護者 patronus の家父長的命令權の下に戦

力を構成した。^② この軍隊指導者と保護者とが、最終的に唯一一人の人格に統一されたものがブリチパートである^③と。ブレマージュタインの構想した共和末期の社會を、理解しやすくするために圖解すれば、次のようになるであろう。



われわれはこのブレマージュタインの主張を便宜的にクリエントス＝テオリイと呼ぶことにしよう。

われわれも、かれが實證している次の事實を認めねばならないであろう。(一) 紀元前八九年にコンスルをつとめたグナエウス・ポンペイウス・ストラボが、その故郷 Picenum に多くのクリエントスを所有し、いわゆる盟邦戦争の際には、これらのクリエントス並に他の友交的住民から徴兵し得た。(二) Gallia Transpadana の住民にラテン市民権を與え、またかれに従軍して奉仕したイベリア半島出身の兵には市民権を與えて、かれらと保護・被保護の關係を結んだ。(三) ストラボの子グナエウス・ポンペイウス・マグヌスは其の父がつくつたピケヌムのクリエントスから義勇兵を募集し、ポンペイウス派が敗北したときも、ポンペイウス家の一人は、ヒスパニアにある祖父以來のクリエントスに支持されていたし、また大ポンペイウスの弟セクストウス・ポンペイウスは父に忠實であつた Laetani 族に逃げ場を求めた。^④ (四) 同様にカエサルもまた Hispania ulterior や Gallia において多數のクリエントスを作つた。^⑤ (五) マリウス、スルラ、カエサル等は、

從軍した兵士を解散する場合、あるいはかれらを植民したり、或はかれらに土地の給付を行つて、保護・被保護の關係を結び、かれらをいわば予備軍たらしめた。^(六) 若いオクタウィアヌスがカエサルの後繼者となつて、紀元前四四年の秋に募兵するにあたり、先ず成功したのは、カエサルがその第六及び第八軍團の老兵を植民したカンパニアの Colatia 及び Casilinum においてであつた。^(七)

以上の事實からわれわれは、共和末期の内亂における實質的エネルギーとして、クリエンテスが極めて重要な役割を演じていることを否定するわけにはゆかない。而もクリエンテスと Heeresgefolgschaft との關係は、エンスリンが指摘したように、前者が後者に變形し、後者から前者への移行するという、相關關係が存在したのである。^(八) このような現象の發生は、屬州民を除けば、第二節においてわれわれがみたローマ中小農民の分解・没落を地盤としたマリウスの兵制改革以後の必然的歸結であつたのである。以上の事實に徴して、プレマールシュタインのクリエンテス・テオリーは、それ自體として決して誤つていないと考えられる。併しながら、問題はさらに、プレマールシュタインの研究の結論から出發する。というのは、一、ローマにおいて、保護・被保護の關係は、共和末期に突如として起つた社會關係でなく、傳承の傳える所によれば、ローマ都市國家の成立當初から存在したものである。ではこの關係の發展史の上で、共和末期の關係は如何なる段階のものと考えられるべきであるか。^(二) さきにも觸れたように、プレマールシュタインも、共和末期の社會を、それぞれクリエンテスを從屬せしめる貴族群の對立する社會といつてゐるが、かかる貴族群の對立はそもそも如何なる對立であるか。またローマ社會の經濟的上層階級を構成する騎士階級は、共和末期の政治的混亂に對して、何らの役割をも演じなかつたのであるか。——これらの問題についてはプレマールシュタインは右の書においては何ら答える所はない。われわれは、ローマ革命のゾチオローギッシュな把握を志す以上、少くも尙右の二つの問題に肉迫してゆかねばならないであらう。

四

そもそも古代ローマ社會において、個人と個人、個人と共同體、共同體と共同體との間に、しばしば保護と被保護の關係 *Klientelverhältnis* が存在したことは、少しくローマ史の領域に足を踏み入れたものの等しく認めるところである。そして保護者 *patronus* と被保護者（隸屬者）*clientes* との關係が、前者の側からは *patronatus* または *patrocinium* といわれ、後者の側からは *clientela* といわれたことも、あらためて論じるまでもない。^⑭ しかしこの關係が本來如何にして成立したか、また本質的に如何なる關係であつたか、という問題はしかく簡單ではない。

モンゼンやブレマーシュタインの他のすぐれた研究に依據しながら、右の問題について考察しながら、共和末期のクリエンテラーの樣態の特質に論及したいと思う。

個人的關係として成立するクリエンテラーについては、ゲルリウスの *clientes...qui sese...in fidem patrociniumque nostrum dediderunt* (クリエンテス...それはわれわれの *fides* = 誠實の誓と保護に身を委ねたものである) という記録^⑮、あるいは、キケロの *se in fidem et clientelam conferre* (「保護者の」誠實の誓に身を委ね、クリエンテラーの關係に入る) *in fide esse et clientela* (フィデスに身をまかしていることがクリエンテラーである)^⑯ 等の記述が注意されるであらう。また共同體のクリエンテスについては、同じくキケロの *ut ii, qui civitates aut nationes devictas in fidem receperunt, eorum patroni essent more maiorum* (征服した國や部族に、誠實をもつて保護するという誓をしたものは、古くからの慣習上、かれらの保護者である) という記録^⑰やポリビオスの *παρά 'πομπάος' ἰσοδυναμεί τὸ τε εἰς τὴν πίστιν αὐτῶν ἐγχεσθῆναι καὶ τὸ τῆν ἐντιπρόστυν σοῦνα πρὸς αὐτοὺς τὸ κπαροῦναι* (ローマ人の間では誠實の誓に身を委ねることと勝利者に對して無條件降伏することは、同じ意味をもつていた) という敘述が注目されるであらう。^⑱ この他ローマに征服された國家や部族が降伏

する場合、かれらがローマの隸屬國家、隸屬部族となる關係を、*in fidem venire, in fidem se tradere, in fidem esse* という形で表現された諸例を、われわれはモンゼン『ローマ國法』第三卷に見るであらう。^⑨

即ち個人にしろ、共同體にしろ、それがクリエンテスの場合に入る場合は、何ら法的強制力によるのではなく、パトロースのフィデスによつてはじめて可能なのである。注意すべきはこの誓が、パトロースとクリエンテスとの人格的誓約としてのみ成立していないことである。十二表法の第八表に *patronus, si clienti fraudem fecerit, sacer esto* (クリエンテスに對してその義務を遂行しないパトロースは呪われてあれ) という法規は、既にパトロナートゥスが宗教的な意味をもつことを示すであらう。フランツ・アルトハイムが、フィデスを古ローマにおける *Lex sacra* の一種と把握したのも決して誤りではないであらう。^⑩ この際われわれは尙、紀元前九一年に護民官マルクス・リウィウス・ドルーススがガイウス・グラックスの政策をうけつぎ、ラテン市民權を他のイタリア人に與えようとしたときの、イタリア人が行つた誓約を思い浮べるべきであらう。その誓約には「ユピテル・カピトリウス、ウェスタ、ローマの古き神マルス、民族の祖太陽神 *Sol Indiges*、生成するものの恩惠者たる大地の神、ローマの建設者たる半神半人、ローマの偉大をもたらした英雄達の名において、私は、ドルーススの味方を私の味方とし、かれの敵を私の敵とすることを誓う……私はこの誓を、出来るだけ多くの私の市民とともに分かち合うつもりである……云々」とみえている。^⑪ デイオドロスの記述の中に残るクリエンテス側のこの誓約は、他に同種のものが殆ど残らないもので、極めて貴重な史料である。時代的には共和末期の事實を示すのであるが、さきの十二表法第八表と照合して、クリエンテスも本來、神に誓う形において、パトロースに對する誠實を誓約したものと推定してもよいであらう。つまり、パトロナートゥスとクリエンテラは、互にその誠實を神に誓うという宗教的誓約において成立した保護・被保護の關係であり、共和末期に突如としてあらわれたのではなく、すでに十二表法時代に跡づけられる社會的範疇であつたのである。否、「ロムルス王がローマを建國したとき、パトリキーの指名と同時に

各プレッブスをクリエンテスとしてパトリークに分配した」という傳承の事實性の信憑性は疑わしいとしても、^⑮少くもローマの傳承の上では、クリエンテラは建國時代に迄も遡り得る古制と信じられていたことが知られる。そして、プレマ・シユタインも指證しているように、保護・被保護の關係が他のイタリア諸部族にも存在したとすれば、それは特定の政治家によつて創造された制度でなく、特定の制度を越えて古い、イタリアキ全體の慣習的制度とみるべきであらう。したがつてかかる慣習が本來如何にして、また如何なる内容をもつて生れたかを歴史學的に實證することは殆ど不可能に近いといわねばならない。われわれの知り得るのは、古典史料に記述されている範圍を越えることは出来ない。

ローマ的クリエンテラの成立については、既に、モンゼン、ゲルツァー、特にプレマ・シユタインの詳細な研究があり、^⑯これ以上に出ることは、恐らく不可能であらう。かれらの研究を綜合すれば、ローマ的クリエンテラの成立は次の如き場合である。(1) ローマが他の部族や國家を征服し、その國土及び住民に絶對的な處分權 *dicto* を得たとき、征服された部族または市民の代表と勝利者ローマの代表(王または、後には軍司令官)との契約によつて、^⑰征服民(*dediti*)を奴隷とせず、その自由を認める代りに、これを勝利者側の被保護民とした(*in fidem recipere*)。尙この際、ローマが被征服地から奪取した土地、いわゆる公地 *ager publicus* の大部分は、王または有力市民(貴族)、特に戦功のあつた貴族に分配された。これら分配された土地に居住する征服民は、その土地を恩貸地 *precarium* として保有し、土地所有のクリエンテスとなつたのである。^⑱(2) 奴隷が解放された場合、被解放民は主人のクリエンテストとなる。^⑲(3) 何らかの理由で、自由意志的に、有力市民に一身を委託する(*se applicare*) ことによつてそのクリエンテスとなる。^⑳(4) クリエンテラは世襲化されたため、出生にもとづいてクリエンテスとなる場合があつた。^㉑(5) 植民が行われた場合、植民はこの植民設定者のクリエンテスとなつた。^㉒(6) 非ローマ市民に市民權が與えられた場合、新市民はこの市民權附與の提案者のクリエンテスとなつた。^㉓

クリエンテスの成立過程は、右のように一様でなく、随つてクリエンテスになる主目的も、場合によつて一定してはいない。が一般的にいつて、(1) 非ローマ市民の場合は、ローマ市民をパトロニウスとすることによつて、法的な保護を求める。^④(2) 貧困者はブレカールリウムを得て生活の安定をはかる。^⑤(3) 民事訴訟並びに刑事訴訟において、パトロニウスを訴訟代理人とする、等がクリエンテス側の主目的であつたであらう。ではクリエンテスに對するパトロニウスの關係はどうであつたか。

そもそもパトロナートゥスは、嚴密な法規にもとずいて成立するものではなかつた。それはパトロニウスが保護の誠實を神に誓約するところにおいてはじめて成立したのであり、したがつてその誓約の違反に對して「地下の神への供儀ともなれ *ὡς δούλος τοῦ κυριωτέρου Διὸς*」とか「*patronus, qui clienti fraudem fecerit, sacer esto*」といわれ、何ら強制的罰則は定められていない。このように、パトロニウスの一方的恩惠によつて成立する保護關係において、パトロニウスの絶對的ともいふべき支配權 *Herrrecht* od. *Verfügungsgewalt* (*potestas*) が自動的に發生したのも、事柄の自然的結果ともいふべきであらう。^⑥事實、征服民から生じたクリエンテスに對するパトロニウスが、必然的にポテスタスを所有しただけでなく、被解放民との間に生じたパトロナートゥスにおいても、氏族制度の遺制をとどめるローマ社會においては、パトロニウスはクリエンテスを家族と同様にみなし、^⑦かれらに向つて家父長 (*pater familias*) 的な支配權を行使したのである。^⑧場合によつては、パトロニウスはクリエンテスを再び奴隸の身分に引きもどす *revocatio in servitutum* ことさえ出來たのである。^⑨共和制初期に、アットゥス・クラウススが五〇〇〇人の武装し得る「同族とクリエンテス」を所有したとか、^⑩ファビウス家三〇六軒が同じく五〇〇〇乃至四〇〇〇人のクリエンテスをもつていたという記録は、^⑪そのままには信頼し得ないのであるが、^⑫少くも貴族階級が多數のクリエンテスを所有したこと、時にはこれを軍役に使用したことを示すであらう。クリエンテスを生命の危険を伴う軍役にさえ使用し得たのも、パトロニウスのクリエンテスに對すポテスタスによるものという

べきであろう。

右の論證から、われわれは、クリエンテスは、本來的には、奴隷と區別されてその人格的自由は認められていたけれども、私法的にも公法的にも「完全なる自由」を缺如して、その身體も財産も、パトロローヌスのポテスタスに支配されていた、と結論することができようであろう。

五

パトロローヌスの家父長的絶對的支配權の下に隸屬する形態が、クリエンテラの本來的姿であつたが、共和政時代から帝政末期まで連續するクリエンテラを、ことごとくこの範疇でとらえることは許されない。なる程モンゼンの指證しているように、帝政時代においても、パトロローヌスは解放民に對して、家父長的な權利をもつて死刑さえも行つたという事實を、われわれも認めなければならない。⁽⁴⁾ 解放民を「奴隸身分に復歸させる *revocare in servitum*」ことがパトロローヌスに可能であつた點からみて、右の如き事實があつても不思議ではない。併しそれはあくまで解放民に限られている事實であつて、共和時代から帝政時代にかけて存在したクリエンテラを、このような範疇で總括してはならない。

ローマ國家を *patricii* のみの氏族的統合體とし、他の住民を盡くパトリキーのクリエンテスとして、*plebs* をクリエンテスの發展した形態とするモンゼンやブレマールシュタインの見解には俄かに賛意を表し得ないが、⁽⁵⁾ プレブスの起源がどうあろうと、紀元前三世紀初頭のホルテンシウス法に至るローマ法の發展が、パトリキーとプレブスとの間に法的平等性を確立する過程であつたことは、周知の事實である。既に自由を少くも法的には獲得し、私法的にも公法的にもパトリキーと平等の權利を獲得したプレブスが、尙經濟的その他の理由で、パトリキーまたはプレブス間の有力者のクリエンテスとなつた事實は、一々ここに舉示するまでもない。自由人と自由人、平等な權利をもつもの相互の間のパトロナートゥス

とクリエンテラは、本來のそれらとは自から異なる範疇として捉えられなければならないであろう。われわれはここですでにパトロナートゥス・クリエンテラの第二の範疇を豫想し得るであろう。

まずわれわれは、リウィウスの次の如き記述に注意しなければならないであろう。即ち紀元前四七〇年に、*irata plebs interesse consularibus comitis noluit; per patres clientisque consules creati*。(激怒したブレブスはコンスル選舉のコミティア・ケントゥリアタに参加しようとしなかつた。コンスルはパトレスとそのクリエンテスによつて選ばれた⁽⁴⁾)のである。ここにあらわれているクリエンテスは、一切の公私の法的權利を缺如した第一の範疇のクリエンテスではなく、國家最高の執政官を選舉する權利を所有した市民、明かにブレブスである。かれらはブレブスでありながら、パトリイのクリエンテスであるため、他のブレブスの意志に従わず、パトリイの政治活動を支持している。それ故リウィウスもパトリイのすべての權力がクリエンテスの選舉權によつたことを記しているのである⁽⁵⁾。勿論共和制初期においては、クリエンテスがパトロニウスの意向に反する投票を行うこと *ὑπὸν ἐναντίον ἐπιδέχου* はクリエンテスの義務にもとると考えられていたから、クリエンテスがパトロニウスから、法律上はとにかく、少くも心理的には完全に自由であつたとはいえない。けれどもその心理的負擔を除外すれば、クリエンテスのパトロニウス支持は、決してパトロニウスのボテスタスに屈從した結果でなくて、クリエンテスの自由意志的行爲であつたといわねばならない。紀元前三九一年にもフリウス家のクリエンテスが、フリウス家の一族に屬するマルクス・フリウス・カミルルスに對して投票しようとしなかつたことが伝えられている⁽⁶⁾。即ちパトロナートゥスがクリエンテスの市民權行使に對して、最早絶對的な拘束性をもたなくなつたことを示すのである。つまり、共和制初期から中期にかけてのパトロナートゥス・クリエンテラには、本來の第一範疇のそれを特色づけていたパトロニウスのボテスタスが消滅しているのである。

では、かかる法的平等の立場に立つものの間に成立するパトロナートゥス・クリエンテラは如何なる範疇においてと

らるべきであろうか。これを適格に示す史料はないが、しかし右のような社會的變革と本來のクリエンテラの範疇とを結びつけて考えるならば、われわれはブレマーシュタインと同様に、次のように主張し得るであろう。即ち、クリエンテラ制度は、特定の法規によつて創造されたものではないが、保護・被保護の關係は長い慣習の中から、パトロヌスの *fides* とそれに制約された *potestas* を根本的地盤として成立した。勿論パトロヌスの *fides* はクリエンテス側からの服屬の誓約を前提としていたことは、いうまでもない。ところが今やクリエンテスが、ローマ法によつて明瞭にその市民權を認められているプレブスとなれば、この種のクリエンテスに對して、パトロヌスがそのポテスタスを行使し得ないのは當然である。つまりパトロナートゥス＝クリエンテラの第一の範疇を支えていた二つの本質的契機——ポテスタスとフィデス——からポテスタスという契機が脱落し、ディオニシオスが「神聖なる *óros*」とか「神の法 *dei ius*」と規定しているフィデスのみが残存したのである。フランツ・アルトハイムも認めているように、フィデスはあたかも法規 *ius* を支える正義 *aequitas* と同じく、本來相互の倫理的結合 *sittliche Bindung* を本質としている。^⑫ それ故かかるフィデスのみに支えられるパトロナートゥス＝クリエンテラは、法的強制こそないが、全く倫理的義務關係 *wesentlich moralische Verpflichtungen* であつたといわねばならない。^⑬ われわれはこれを純倫理的パトロナートゥス＝クリエンテラとして、第一の範疇から區別し第二の範疇とすることができらるであろう。

しかるに帝政時代になると、クリエンテスは必ずしも一人のパトロヌスに隸屬せず、パトロヌスに對して早朝の挨拶をするとか、日中の大部分はパトロヌスの公的生活や訪問、旅行などに扈從することゝ卑屈な態度をとりながら、パトロヌスの施物 *sportulae* を求めて、同一人が同時に多くのパトロヌスをもつに至つてゐる。^⑭ そこには強い倫理性を自覺した相互的義務感情は消滅し、物を媒介とした隸屬關係のみに變質している。われわれはこれをパトロナートゥス＝クリエンテラの第三の範疇とすることができらるであろう。

ローマ社會にみられるパトロナトゥス・クリエンテラが、右に述べたように發展したとすれば、共和末期の内亂期にみられるクリエンテスを如何に考えるべきであらうか。

まず注意しておかねばならないことは、共和末期の内亂に参加した軍隊が、ブレマ・シユタインの強調するように、ことごとく有力者のクリエンテス出身ではなかつたことである。そこには國家の名において召集された軍隊もあれば、將軍達が金を與え、また戰勝後の土地その他の恩賞配分の約束で、新たに徵集した私兵もある^⑧。けれども明かにクリエンテス出身とみるべき多數の兵士が、武將の政權獲得鬭争の實質的エネルギーとなつてゐることも否定し得ない事實である。ここではただ若干の例を擧示して、われわれの行論を急ぐことにしよう。

(一) マリウス派を破り、反對派の者に所屬していた奴隸一〇、〇〇〇人以上を解放し、これをクリエンテスとしたスルラは、ディクタートルの地位を退いて後も、政界に重きをなした。^⑨

(二) ポンペイウスは對カエサル戰のために、各地からその老兵を召集した。^⑩

(三) ポンペイウスは、マケドニアやクレタ島からも、その老兵を召集した。^⑪

(四) ポンペイウスの部將ドミティウスは、その奴隸や被解放民や小作人から軍隊を編成した。^⑫

(五) ドミティウスは、ポンペイウス派の都市マツシリア(マルセーユ)から若干の艦船を廻送させ、かれによつて植民された人々や牧畜のため使用していた奴隸をその乗組員とした。^⑬

(六) カエサルはガリアにおいて、五〇〇〇人の歩兵、三〇〇〇騎の騎兵よりなる補助軍を作つていたが、對ポンペイウス戰に備えて、更にガリアから同數の軍を集め、各地の有力者に向つて、かれらの奉仕を要求した。^⑭

(七) アウグストゥスはシシリー戰爭のとき、二〇〇〇人の解放奴隸を艦隊乗組員とした。^⑮

(八) カエサルが暗殺されたとき、オクタウィアヌスはアポルロニアに勉學中であつたが、直ちに歸國し、カエサルの遺

産をうけ、多大の金を使用して、カエサルのお兵を集めた。^②

これらの諸事實からみても、内亂展開の有力武將の戰闘力を構成する上に、クリエンテスが極めて大きな役割を演じていることは、ブレマーシュタインの強調する通りである。

それではこれらのクリエンテスは、そのパトロローヌスに對して、果して強固な倫理的觀念の下に結合していたのであるうか。われわれはまず次のような事實に注目しなければならない。

- (一) ポンペイウスがその老兵を召集する場合、報酬を約束しなければならなかつた。^③
- (二) カエサルがガリアで徴兵する場合、金を分配しなければならなかつた。^④
- (三) アウグストウスもカエサルの老兵徴集には、多大の資金を要した。^⑤

フィデスによつて成立するパトロナートウス・クリエンテラも、それがたとい倫理的結合であつても、何ら物質的乃至現實的利害を地盤としない單なる觀念的結合ではない。パトロローヌスの裁判の場合の保護や、植民による土地給與等の現實的利害の基礎を媒介にした所の結合である。「汝提供するが故に、吾も與う *do ut des*」はパトロナートウス・クリエンテラの基礎的原則である。^⑥パトロローヌスがクリエンテスに物質的給付を行い、クリエンテスがこれを受けとつても、何らその倫理性を冒瀆するものでなく、むしろかかる物質的給付こそパトロナートウスを成立せしめる地盤であつた。しかしながら右にあげた三つの事例においては、既にパトロローヌスからの物質的給付に裏づけられたクリエンテスが、そのパトロローヌスから求められる反對給付としての從軍に對して、更めて物質的給付を要求しているのである。われわれはポンペイウス、カエサル、アウグストウス等が、兵を募集するにあたつて、常に金を與えるか、戰勝後の賞與を約束しなければならなかつた事實を、カエサルやエトニウス、ブルタルコスの記事の中に確めることができるのである。^⑦單に、新たな物質給付で從軍するのであれば、最早クリエンテスと一般募集兵との相違は見出せない。このことはクリエンテスが

クリエンテスとしての意識、道義的自覺を喪失しているか、少くも弛緩せしめていることを物語るものでなければならぬ。カエサルはその内亂記の中で、ポンペイウス派の軍隊でカエサル側に寝がえるものの少くなかつたことを記しているが、^⑩その行文ではその軍隊がクリエンテス出身であるかどうかを識別することはできない。けれども、カエサルが、ポンペイウス家のクリエンテスであつたポー川以北の部族を、多大の物質給付によつて味方にすることができたという事實が確められる以上、「殆ど毎日のようにカエサル側へ移つてくるポンペイウス側の兵士」^⑪の中に、クリエンテス出身の兵士が含まれていたと考へても、誤りではないであらう。われわれはこれによつても、内亂期のクリエンテスの倫理的義務觀念の弛緩を主張し得るであらう。

内亂期のクリエンテスを右のように性格づけることが許されるならば、かかる弛緩したクリエンテラは、まさに第二範疇たる倫理的クリエンテラから第三範疇たる帝政期の非倫理的クリエンテラへと發展する、中間的・過渡的段階のクリエンテラであるといふのであらう。

前にも述べたように、われわれはクリエンテス・テオリイをうちたてたブレマ・シユタインの功績を賞讃することに躊躇するものではない。しかしパトロナートゥス・クリエンテラが時代によつて發展したことを追求し、その發展の上に内亂期のクリエンテスの性格を位置づけることが、さらに重要であつたと考へるのである。

六

われわれは上來共和末期ローマ社會の一般民衆としてのプレブス特にクリエンテスに就いて考察した。既に紀元前二世紀に没落の極點にまで達した民衆は、國家全體についてよりは、ひたすらに自己の生存のみ考へ、有力者の政治的・軍事的道具となつて、共和末期約百年の内亂を可能ならしめたのである。では當時の支配層についてはどのように考へるべき

であろうか。

この問題については、既に M. Gslzer, *Die Nobilität der römischen Republik*, 1912; J. M. Münzer, *Römische Adelsparteien und Adelsfamilien*, 1920 の研究があり、ローマの政治が支配層たる貴族や騎士階級の構成する黨派によつて動かされたことを明にした。しかしゲルツァーもミュンツァーも黨派そのものの性格を明かにしなかつた。これに對して、既にローマ史の諸問題に深い造詣を示してきた Lily Ross Taylor が一九四九年に發刊した *Party Politics in the Age of Caesar* は、共和末期の動亂に深く關係しているいわゆる *optimates* と *populares* との性格を分析して、共和末期ローマ支配層に就いての研究を、大きく前進せしめた意味で高く評價さるべきものと考ええる。これら先人の研究を土臺としつつ、他方では根本史料にあたりながら、われわれの研究をすすめてみたい。

本論第二節においてわれわれは、紀元前二世紀の社會が、「貧困と不幸の國と裕福と傲慢の國」との二つの國に分裂したかの如き様相を呈していたことを論じた。あたかもこれと同様な表現が、内亂時代の社會描寫の中に見出されるのである。例えば、

- (1) キケロはその國家論の中で、ガイウス・グラックス以來、國家は二つの黨派 *duae partes* に分裂した、と述べている。
- (2) サルステイウスもユグルタ戰記の中で、カルタゴが没落して後に、國家は全體として *duae partes* に分裂してつた。と述べている^⑧。

- (3) カエサルが對ポンペイウス戰爭中、マシリツサ(マルセーユ)の使者を呼び寄せ、その中立を要求したことがある。使者は歸國して後に正式の回答をカエサルの所に送つたが、その回答の中で「われわれは、ローマ人が二つの *partes* に分裂しているのをみた。何れが正しい黨派であるかわれわれにはわからない」と記し、暗にカエサルの要求をしりぞけているのである^⑨。

この共和末期にあらわれた *duae partes* は、ディオニシオスの記述にみられる *duai poleis* に極めて類似的な表現である。ではこの *duae partes* は、ロストフツェフのいうように、ブルジョワジーとプロレタリアート、貧者の國と富裕者の國と解釋してよいであろうか。

ここでわれわれは、内亂を自ら體驗したサルステイウスの次の如き聲に耳を傾けよう。「カルタゴが破壊される前は、ローマの人民及び元老院は共に國家を平和裡に、適當に治めてきた。その時代には、市民の間に、名譽 *gloria* のためにも權力 *dominatio* のためにも、争いは行われなかつた。しかし人々の心が（カルタゴに對する）恐怖から解放されたとき、おのずから放逸と傲慢とが始まつた。かくて、苦惱の時代にかれらが望んでやまなかつた平和は、かれらがそれを得て後は、苦惱よりも殘酷なものとなつた。何故なら、貴族はかれらの權力を、民衆はその自由を亂用し始め、すべての人々が、自分自身の利益を求めて、盗み、掠奪を行うに至つたからである。こうして國家は *duae partes* に分裂し、その間にはさつて國家は四分五裂した (*Ita omnia in duas partis abstracta sunt, res publica, quae media fuerat, dilacerata*) 貴族達とはに有力な *factio* を組織し、他方大衆は力を失つた。それはかれらが組織をもたず、分散的であつたからである。國內の政治も軍事も少數の者の意見 *paucorum arbitrio* によつて動かされた。國庫も、屬州も、官職も、名譽も戰勝祝賀もかれら意のままであつた。民衆はただ兵役と貧困 *militia atque inopia* の重荷に喘ぐだけであつた。將軍達は戰利品を少數の友人と分ちあつたが、兵士の兩親や子供達は、近くに住む有力者にその家から驅逐された。このように有力者達は果しく貪欲心を起し、あらゆるものを犯し掠奪し、神を無視して、遂には自らの没落を招いたのである。というのは、不正な力に對し、眞の名譽を愛好する人々が貴族の中にあらわれて來たとき、國家は動搖し、大地の隆起のように、内亂 *dis-sensio civilis* が始まつたのである。」

サルステイウスの右の文章は、紀元前二世紀後半から紀元前一世紀のローマ社會を、簡潔な筆致で、而も極めて適切に

表現したものといえよう。ここで注目すべきことは、國家の分裂を、貴族と一般民衆との組織的な對立とせず、少數者の *factio* と、他の貴族との對立抗爭としてのことである。ではこのファクティオとは一體何を意味するのであろうか。まず次の史料に注目しよう。

(1) フェストゥスは、*Factio et factiosus inito honestia vocabula erant...modo autem nomine factionis scilicet et arma vocantur* (ファクティオとファクティオーススという語は、元來は、よい意味の語であつた。：しかし(今日では)ファクティオという表現は、抗爭とその道具を意味する^⑧)と記述している。

(2) サルステイウスはユグルタ戰記の中で、貴族達は、グラックスの運動以後は護民官を殺し、利益や名譽を獨占している。：かれらは同じ目的、同じ憎しみ、同じ恐怖で結ばれている。しかし、善良な人々の結合はアミキティアといひ、惡しき人々の結合はファクティオといふ *Sed haec inter bonos amicitia, inter malos factio est.*^⑨と述べている。

(3) キケロは國家論の中で、少數の人々が、その家柄・財産その他何らかの優越的な力で國政を壟斷するとき、それはファクティオであり、かれらはオブティマーテスといわれる *est factio sed vocantur illi optimates*^⑩と述べている。

(4) アウグスティンはその神國論の中で、キケロの國家論を紹介するとき、*Injusti optimates quorum consensum dixit esse factionem* (不正なオブティマーテスの一團を、かれはファクティオといつてゐる)と記述している。

これらの史料が示す所によれば、ファクティオという語は、本來何らいふべき意味をもつた語でなく、むしろ、よい國政を行う貴族の一團を意味していたが、グラックス兄弟の運動より、あらゆる權力と利益を獨占しようとする少數貴族の一團、即ち寡頭政治を行う貴族の一團を意味するようになってゐるのである。そしてかかる貴族が *populares* と對立する *optimates* であつたのである。

こゝにいう *populares* は、決して貴族一般に對する民衆一般を示す語ではない。キケロは *populares, optimates* という

語を用いる場合、かれはこの語を大衆に對してでなく、常に政治家、通常は元老院階級について使用しているのである。「大衆を喜ばそうとする言葉を吐き、行動するものが populares であり、その意見がすべての boni (保守的人々) の意見に一致する人々を optimates という^⑧」というキケロの記述からも推定されるように、populares という optimates といつても、それは貴族内部の對立であつたのである。では populares と optimates とは、一は民衆の利益を、他は保守的貴族の利益を代表し、これを最後の目的として追求する明確な政治的理念をもつていたのであろうか。

サルスティウスはカティリナ戰記の中で記している。「ポンペイウスとクラッススによつて、スルラが廢止した護民官職權を恢復して(紀元前七〇年)後、まだ年若い政治家が、この高い職權を獲得するようになった。かれらは元老院を攻撃し、民衆を煽動したり、物を與えたりしてその名聲を高めた。貴族の大部分は、外見上は元老院のために、しかし事實上は自己の權力増大のために senatus specie pro sua magnitudine 努力したのである。要するに、あの時期以來、國家を動かす人々は、それぞれ美しい名目を用いている。あるものは民衆の權利を擁護するといひ、他の者は元老院の權威を維持するといひ。だがかれらは公の利益を代表するかのようになみながら、實はかれら自身の權力を獲得しようと争つたのである。bonum publicum simulant pro sua quisque potentia certabant. これらの人々は闘いのためには、節度も重んじなければ、手段も選ばな^⑨。」

即ち共和末期の内亂期には紀元前二世紀以來の貧富兩階級の社會的分裂が連續しながら、民衆は一丸としての階級的團結性はなく、唯物質的給與のある所へ浮動するのみで、政權要求の貴族相互間の鬭争が、表面の現象として展開されたのである。カエサルが元老院の決議を無視し、屬州ガリアを放棄せず、遂に元老院の多數議員を背景としたポンペイウスと戰端を聞くに至つたとき、その理由を自ら次のように記している。「私が私の屬州を放棄しないのは、他の人々を苦しめるためではない。私は唯、暴力的にローマを追放された護民官を復職せしめることと、私自身並びに少數の人々のファクティ

オによつて抑壓されているローマ市民を解放することを望むだけである *ut se et populum Romanum factione paucorum oppressum in libertatem vindicaret.*」^②

當時尙、國家最高の政治機關としての位置を保持している元老院の決議に、武力的挑戦を試みることはまさしく非立憲的革命的行為である。かかる行為を敢えて實行しようとするとき、かれはその軍隊に對し、また一般ローマ人に對して、何らかの形で自己の行為の正當性を打ち立てる必要があつた筈である。右のカエサルの手記はこの意味で、多分に作意的な宣傳性を含んでいると考えねばならないであろう。かれが *Senatus populusque Romanus* と通常いわれる概念の中から、*populus Romanus* だけを引き出し、これに對するものとしては、*senatus* と「わずに」、*facio paucorum* と「つて」いる點に、特にその感が深い。しかしカエサルの陣中にも、若干の元老院議員も含まれていることはキケロも指摘している所である。^③ カエサルが元老院議員全體を敵とせず、かれの意に反する方向へと元老院をリードした少數有力貴族を對象とするといつたのは、必ずしも空虚な宣傳でなく、事柄の實態を述べたものというべきであろう。

以上の論述から、少くもわれわれは次のように結論し得るであろう。即ち内亂期のローマにおいては、貴族的支配層の中に分裂があり、その分裂は、*populares* と *optimates* と、一見デモクラシーとアリストクラシーとの理念的對立のようにみえながら、それは權力獲得への偽装であり、實態は何れもこの偽装を通じて、自己の政權擴大・利益獨占を望む支配層相互の抗爭であつた。したがつてそこには、近代の政黨にみられるような一貫した政治的プログラムもなければ、又一貫した政治的理念もなかつた、と。

ではさらにこのような貴族的支配層内部における對立は如何なる對立であろうか。

テイラーの次の如き主張は、われわれに對して極めて示唆多き言葉である。かれはいう「いわゆる民衆指導者のうち、騎士階級から貴族に上昇しないいわゆる『新人 *homo novus*』の一人であるマリウスを除けば、とにかくすべて貴族出身で

あることは注意すべきことである。しかしグラックス以外は、誰一人として貴族中の dominant group に属するものはなかつた。キンナもカエサルも古いパトリキの子孫ではあるが、比較的無力な貴族であつた。ポンペイウスの家はかれの父の代になつて初めて貴族の中に列したのである。……ローマにおける黨派的政治、黨派的な組織の中で、支配的位置にあつたのは、通常 hereditary noble 即ち members of the consular houses で、古い傳統を尊重し、……コンスルを出すのはかれらの特權と考へた。」即ちローマの貴族的支配層の中に上級貴族と下級貴族の存在を指摘しているのである。事實、ローマの元老院議員もその内部においては、かれらが經歷した官職にしたがつて、上級から下級へと consular rank, praetorian rank, aedilician rank, tribunician rank, quaestorian rank の五つのランクに分れている。そして各元老院の子弟は、父の就任した官職にまでは昇り得たが、それ以上に昇ることは極めて困難であり、特にコンスルの地位は殆ど consular rank の家に獨占された。紀元前三六六年のリキニウス法によつて、プレブス出身のコンスルが生誕したが、プレブス出身の貴族も結局古いパトリキと結びついての一つの閉鎖的なグループを構成していつたのである。共和末期一五〇年間に、新人のコンスルは僅かに一〇人であつた。かかる上級貴族の排他性は、當然下級貴族との對立を醸成せずにはおかぬ。このように考えることによつて、はじめに、共和末期に至るまで、パトリキ内部に上級氏族 gentes maiores と下級氏族 gentes minores という範疇が存在したことが理解されるのである。というのは、キケロは國家論の中で、ロムルス王が選んでいた一〇〇人のパトレスをタルキニウス王がその數を倍にしたことを記し、「(Tarquinius) duplicavit illum pristinum patrum numerum et antiquos patres maiorum gentium appellavit, quos priores sententiam rogabat, a se adscitos minoremque gentes minores の數を倍にし、古いパトレスを gentes maiores と呼び……かれによつて引きいられたものを gentes minores と呼んだ」と記述している。これはリウィウスが「centum in patres legit, qui deinde minorum gentium sunt appellati」パトレスの中へ（更に）一〇〇人を選んだ。かれらは後に maiores gentes と呼ばれている」という記述と對應するも

のである。われわれは尚キケロの記録中に、ローマ紀元三一二年に *gentes minores* の指導者ルキウス・パピリウス・ムギルラヌスなる人物がコンスルに迄昇つたことを確めることができる。^⑨ *gentes maiores*, *gentes minores* がキケロやリウイウスの記述のように、王政時代に発生したものの可否かを確める史料は、残念ながら存在しないが、ただここで注意したいことは、共和末期においてもこの二つの範疇が残存したことである。^⑩ つまり共和末期の貴族間の相剋は、傳統的な *gentes maiores* と *gentes minores* との權力闘争であり、それが表面化したのは、政治理念の尖鋭化によるのではなく、物質的利害を求めて浮動するプレブスやクリエンテスを背景とし得るに至つた、社會の發展にもとづくのである。

結 語

ローマ共和制の崩壊、帝政の成立をズチオローギッシュな立場から考察することは、ローマ史研究の現代的課題の一つである。しかし、ロストフツェフをはじめとする諸先學が強調したように共和末期の社會を、中小農民の分解から結果する富裕者と貧困者の二大範疇としてとらえただけでは、未だ共和末期一〇〇年の内亂をダイナミッシュに把握することはできない。その意味で、プレマージュタインが、内亂指導者の實力的背景としてクリエンテスの役割を強調したことは、問題の解明を一步前進せしめたものといえる。われわれもクリエンテスの役割の大きかつたことを承認しなければならないのであるが、さらにクリエンテスとパトリウスの關係が歴史的な發展をとげていることを注目しなければならない。共和末期のクリエンテスは、原初的な、パトリウスのポテスタスに絶對的に服従するものでもなく、また共和制時代に長くつづいた倫理性の自覺においてパトリウスと結びつくものでもなかつた。むしろ物質的利害を第一とする、倫理性の弛緩した段階のクリエンテスであつたことが指摘されねばならないのである。

さらに共和末期の内亂は、武將と下層民衆との結合からのみ理解さるべきではなくて、貴族的支配層の分裂抗争が、大

きく影響していることが認められねばならない。つまり、内亂はロストフツェフのいうように、ブルジョワジーとプロレタリアートの純粹に上下の對立ではなく、武將と武將との、貴族と貴族との、そして民衆——クリエントスを含めて——と民衆との對立を含むものであつたのである。

尙支配層の一半をなす騎士階級についても論じるべきであるが、既に許された枚數を遙かに超過しているので、この分析は後日の機會にゆずりたい。ただ一言見通しを附加することが許されるならば、騎士階級の多くは經濟活動に専念して、政治的野心をもたなかつた。けれどもあるものは上級貴族と結託し、あるものは下級貴族と結んで、左右に分裂し、抗爭の渦中に巻き込まれている。ローマ社會は貧富二階級に横に分裂して抗爭したのでなく、各階層がそれぞれ縦に分裂して、闘争をつづけ、結局武力的勝利者の個人的支配權の確立に奉仕したのである。

(一九五六、六、一〇稿)

註

- (1) 拙著「ローマ經濟史の研究」二頁以下。
- (2) D. Kienast, Cato der Censor, 1954.
- (3) Appian, Bello civile, I, 7. Orosius adversus paganos, 5, 9.
- (4) Appian, a. a. O. I, 7.
- (5) Livius, XXXIX, 3.
- (6) Livius, XLII, 8.
- (7) Livius, I, c.
- (8) 拙著「ローマ經濟史の研究」七頁以下 特に註、七、八、九、十、十一、十四參照。
- (9) Orosius, a. a. O, 5, 9. によれば紀元前一三四年から紀元前一三二年の間に、叛亂を企てた奴隸で殺戮されたものが、Minturnae で四五〇人、Sinuessa で四〇〇〇人、シシリ島で計二八〇〇〇人という。ローマ市以外のイタリアの諸都市は大體一〜二萬の人口しかなかったといわれている古代イタリアに於ける奴隸數の比重が、非常に大きかつたことを推定せしめるであらう。
- (10) Livius, Periochae, 47~59.
- (11) *ibid.*, 48.
- (12) *ibid.*
- (13) Dionysios von Halikarnass, 6, 36.
- (14) Livius, IV, 3.
- (15) 拙著「ローマ經濟史の研究」第二章第二節參照。
- (16) Plutarch, T. Gracchus, IX, 4, 5.
- (17) Sallust, De bello Jugurthino, 41.

- 81 Rostovtzeff, Gesellschafts- und Wirtschaft im römischen Kaiserreich, 1. s. 22.
- 82 Cic., De officio, II. 73.
- 83 Ed. Meyer, Caesars Monarchie und das Principat des Pompeius, s. 331.
- 84 *ibid.*, *loc. cit.* s. 330 ff.
- 85 Premenstein, a. a. O., s. 13 f.
- 86 Münzer, a. a. O., Gelzer, a. a. O., *id.* R. E. XIII, 300 f. Wagenvoort, Philologus, XC. 1. 341, 101.
- 87 Premenstein, s. 15.
- 88 *ibid.*, s. 15~16.
- 89 *ibid.*, s. 19, 23.
- 90 *ibid.*, s. 25.
- 91 *ibid.*, s. 17.
- 92 *ibid.*, s. 20.
- 93 *ibid.*, s. 24.
- 94 l. c.
- 95 Enslin, Klio XX, 492 N. J. b. 1924. s. 25.
- 96 Mommsen, Römische Forschungen I, s. 355 ff; Premenstein, Clientes, R. E. IV, 1, s. 23.
- 97 Gellius, N. A. V. 13, 2.
- 98 Cic., p. Rosc. Am. 106; 93.
- 99 Cic., de off. I. 35.
- 100 Polyb., XX. 9, 12.
- 101 Mommsen, Römische Staatsrecht, III, 651, Ann. 2.
- 102 Fr. Altheim, Römische Religionsgeschichte, 1931. Bd. I, s. 221 f. *loc. cit.* s. 244 ff.
- 103 Diodor., 37, 11, D. I. R. Taylor, Party Politics in the Age of Caesar, 1949, p. 46f. v. Notes to chapter II. 67.
- 104 Taylor, *ibid.*
- 105 Cic., de rep., II, 16; Dionys., II. 9, 2.
- 106 拙著「ローマ歴史の概観」一六六—一七〇頁
- 107 Premenstein, a. a. O. s. 24.
- 108 Mommsen, Röm. Forsch., I. 355 ff. M. Gelzer, Die Nobilität in der römischen Republik, 1912, s. 49 ff. Premenstein, a. a. O. s. 26 ff.
- 109 上の契約の形式は Livius, I. 38, 2; によれば次のようである。
 „deditisne vos populunque Conlatinum urbem agros aquam terminos delibra utensilia divinaque humanaque omnia in meam populique Romanidicionem?“ „at ergo recipio“ 「諸君は諸君の都市・モンテ・レヌム・領内の土地・水・神殿・宗教的・世俗的な一切の有用物を予並びにローマ人の権力に提供するか」「提供する」「では予はそれをうけとむ」。
- 110 Dionys., II, 1.; τῶν ἐκ πολέμου κερταρμένων(πόλεων)ἐκίετον πόλιν αὐαὶ εἴτε καὶ προορέτας οὓς ἐβούλετο Ρωμαίων (ローマ人は「征服都市の各々を見守り、その保護者となりて」忠告を興えた) 或は Val. Max., IV, 3, 6. に於ては、紀元前二七八年にガイウス・ファブリキウスは universos [Sannites] in clientes in balat (ガイウス・ファブリキウス族をシリエン人とした) また Livius, XXVII. 45, 2: Asine civitates in fidem consulis dicionemque populi Romani se tradebant (アシアの諸國はコンスル及びローマ人の誠實と協力に自己を引き渡した) 等が注目される。

- 98 Premenstein, a. a. O. p. 28.
- 99 ibid., s. 30 f.; Dionys., IV, 23, 6.
- 100 Mommsen, Röm. Forsch. I, 361 f.; Röm. Staatsr., III, 57 f., 64; Premenstein, a. a. O. s. 32.
- 101 Dionys., II, 10, 4. Mommsen, Röm. Staatsr., III, 55, 70; Premenstein, a. a. O. s. 35.
- 102 Premenstein, Vom Werden und Wesen des Prinzipats, s. 15.
- 103 Mommsen, Röm. Staatsr., III, s. 54 ff.; Premenstein, ibid., s. 15.
- 104 Cic., de orat., I, 177; Mommsen, Röm. Forsch., I, s. 361.
- 105 Premenstein, Clientes, R. E., IV, 1, s. 35.
- 106 Dionys., II, 10, 3.
- 107 Mommsen, Röm. Forsch., I, s. 356; Premenstein, a. a. O. s. 39.
- 108 Fest., p. 258; Mommsen, Röm. Forsch., I, s. 368.
- 109 Mommsen, ibid., s. 369; Premenstein, a. a. O. s. 39 f.
- 110 Mommsen, Röm. Forsch., I, s. 357.
- 111 Dionys., V, 40, 3; Liv., II, 16, 3.
- 112 Fest., p. 334 M.; Dionys., IX, 15, 3.
- 113 拙著「ローマ經濟史の研究」一六六頁以下参照。
- 114 Mommsen, Röm. Forsch., I, s. 363; Suet. Caesar, 48. Val. Max., 6, 1, 4.
- 115 Mommsen, Röm. Staatsr., III, s. 66 ff.; Premenstein, Clientes, 19, E. IV, 1, s. 43. Mommsenはクリエントスがプレブスに發展したという。その時期は明示しないが、プレマールシュタインはセルウィウス法以後とする。Mommsenもプレマールシュタインも「ローマ國家を氏族連合の國家として自由市民はクリエントスやプレブスを除外した自由な氏族共同體のみで

ローマ共和制崩壊期の社會(井上)

あつたという前提から出發する。そしてこの際ローマの土地所有は氏族の土地總有 Samitdesizであつたとするのであるが、ローマの土地所有關係が、早く私有關係にうつつてゐることを、即ち純粹な意味における氏族制社會は早く崩壊してゐることは E. Kornemann, Polis und Uris, (Klischee); R. Pöhlmann, Gest. d. antiken Kommunismus u. Sozialismus I, s. 90, II, s. 456; M. Weber, Die römische Agrargeschichte, s. 82 ff. 等に主張された所である。またセルウィウス法において、ントリキーのみならず、プレブスも、その財産所有高にしたがつて、軍役・政治參與の仕方に差等をつけられたことは一般に認められてゐる所で、何故にプレマールシュタインがクリエントスからプレブスの發展を、この法規によるとしたのか、理解に苦しむ所である。

- 116 Liv., II, 64, 2.
- 117 Liv., II, 56, 3: haud parva res... quae patriciis omnem potestatem per clientium suffragia erant, quos vellent, tribunos auferret.
- 118 Dionys., IX, 41.
- 119 Liv., V, 32, 8.
- 120 Premenstein, R. E. IV, 1, s. 33, 40, bes. 52.
- 121 Dionys., II, 9, 3.
- 122 Fr. Altheim, Römische Religionsgeschichte, I, s. 245.
- 123 Premenstein, P. E. IV, 1, s. 40, 52. 但し解放民に對しては、帝政時代に至る迄、ントロームスのポタスタスが維持されたことは前に記述した所である。Cic., de inv. 1, 109 u. servis, libertis, clientibus, supplicibus と、解放民と通常のクリエントスとを區別してゐる點が注目される。
- 124 Premenstein, ibid., s. 52; Friedländer, Sittengeschichte Roms, I, s. 379~391.

- (9) Vgl. Caesar, bello civile, I, 14.
- (10) ポンペイウスの軍について Caesar, bello civile, III, 4. カエサルは軍について ibid., I, 11, 12, 39, 83, Suet., Caes., 24, 26, 27, 28, マルキアヌスの軍について Suet., Aug., 10.
- (11) Premstein, Vom Werden u. Wesen des Prinzipats, s. 24, Anm., 1.
- (12) Caesar, a. a. O. I, 3.
- (13) ibid., III, 4.
- (14) ibid., I, 34.
- (15) ibid., I, 56.
- (16) ibid., I, 39.
- (17) Suet., Aug., 16.
- (18) ibid., 8, 10.
- (19) Caesar, a. a. O. I, 3.
- (20) ibid., I, 39.
- (21) Suet., Aug., 10.
- (22) Premstein, a. a. O. s. 23.
- (23) ポンペイウスについては Caesar, bello civile, I, 17, Cornutum 市(緒戦の行われた都市)に駐屯するポンペイウス派の將軍ドミティウスは、一人に土地四モルゲンを興えるという約束で兵を募集。カエサルについては ibid., I, 39 ガリアから募集した兵に、金を分配してその好意をつなぎとめた。ibid., II, 32, 33 カエサルの部將クリオが行った演説の中に「兵士は戦勝の囂に、はじめてその報酬を得ることができるのだ」という一節がある。同様にアウグストゥスについては Suet., Aug., 10, 13, 15, 17 等参照。
- (24) Caesar, bello civile, I, 24, III, 61.
- (25) M. Gelzer, J. Caesar, s. 31.
- (26) Caesar, a. a. O. III, 61.
- (27) Cic., de re pub., I, 31.
- (28) Sallust., Jug., 41, 5.
- (29) Caesar, bello civile, I, 35.
- (30) Sallust., Jug., XXI, 2 ff.
- (31) Festus, p. 76, L.
- (32) Sallust., Jug., XXXI, 14~15.
- (33) Cic., De re pub., III, 2, 3.
- (34) Cic., Sest., 96.
- (35) Sallust., Cat., 38.
- (36) Caesar, bell. civil., I, 22.
- (37) Cic., ad Att., 8, 1, 3; 8, 11, 7; 9, 1; 9, 5.
- (38) L. R. Taylor, Party politics in the Age of Caesar, p. 21 f
- (39) ibid., p. 3.
- (40) L. c.
- (41) Cic., de re pub., II, 20, 36.
- (42) Liv., I, 35, 6.
- (43) Cic., ad. fam., 9, 21, 2.
- (44) Mommsen, Röm. Staatsr., III, 31. モンゼンはカエサルがポンペイウス派を打破しつゝして後祝賀の祭典を行つたとき、またアウグストゥスがアントニウスを撃破して祝賀の催しを行つたとき、何れもトロヤ攻防戦の遊戯を行わしめたが、これに参加した *turna maiorum puerorum et minorum* を年齢の大小とせず、*gentes maiores* と *gentes minores* の子弟と考え、この兩範疇の帝政時代迄の残存を主張している。